

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	香川県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、三豊警察署、観音寺警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理所属（署）、2 受理番号、3 遺失届出日、4 遺失届出者住所・氏名・連絡先、5 遺失日時・遺失場所、6 裸現金・裸現金以外、7 物品（特徴・記名カナ漢字・固有番号）、8 物件区分（貴重な物件・貴重な物件以外）、9 処理完結、10備考	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課	
	（所在地）〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	香川県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、三豊警察署、観音寺警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理所属（署）、2 受理番号、3 拾得区分（通常・占有者・埋蔵物）、4 署受理日、5 拾得届出日、6 拾得日時、7 拾得場所、8 届出者（施設占有者）氏名・住所・連絡先、9 裸現金・裸現金以外、10 物品（特徴・記名カナ漢字・固有番号）、11 権利区分、12 氏名等告知同意、13 物件区分（貴重な物件・貴重な物件以外）、14 引渡し処理区分、15 拾得場所公表、16 引渡し期間・帰属予定日、17 防犯登録番号、18 備考	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課	
	（所在地）〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに関する事務ファイル	
行政機関等の名称	香川県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	青色防犯パトロールを適正に実施することができる団体の証明手続を行うために利用する。	
記録項目	1 パトロール実施者証番号、2 発行年月日、3 氏名、4 所属団体名、5 パトロール実施地域、6 講習受講年月日、7 返納年月日、8 再交付年月日	
記録範囲	青色防犯パトロールを実施する者	
記録情報の収集方法	防犯団体からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課	
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	香川県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下「風営法」という。）に基づく、風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者（以下「特例風俗営業者」という。）の認定、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の届出並びに風俗営業者等に係る行政処分の事務の適正な遂行等、許可等事務の適正な運用に資するために利用する。
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10違反態様等、11許可番号、12営業所の名称、13営業所等の所在地、14法人名、15法人の所在地、16代表者又は経営者の氏名、17代表者又は経営者の性別、18代表者又は経営者の生年月日、19代表者又は経営者の本（国）籍、20代表者又は経営者の住所、21管理者等の氏名、22管理者等の性別、23管理者等の生年月日、24管理者等の本（国）籍、25管理者等の住所、26役員の氏名、27役員の性別、28役員の生年月日、29役員の本（国）籍、30役員の住所、31広告宣伝で使用する呼称、32客の依頼を受ける方法、33電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35自動公衆送信装置設置者の住所、36電気通信設備の設置場所、37会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40許可管理番号、41認定番号、42開始届出番号、43届出確認書等の書面の種別、44届出確認書等の交付年月日、45届出確認書の交付番号、46客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47受付所・待機所の別、48映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49行政処分番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取り消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。）、特例風俗営業者等の認定を受け

	た者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から10年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から10年間保存される。）	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課	
	（所在地）〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104号による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業管理ファイル
行政機関等の名称	香川県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
個人情報ファイルの利用目的	警備業法（昭和47年法律第117条）に基づく、警備業の認定その他警備業法に関する許可等事務の適正な運用に資するために利用する。
記録項目	1 認定年月日、2 認定証番号、3 受理警察署、4 警備業者の氏名又は名称、5 警備業者の住所又は所在地、6 警備業者の電話番号、7 法人等の種別、8 代表者の氏名、9 代表者の本（国）籍、10代表者の住所、11代表者の生年月日、12代表者の性別、13営業所の名称、14営業所の所在地、15営業所の電話番号、16 営業所の設置年月日、17取扱う区分、18選任警備員指導教育責任者の氏名、19選任警備員指導教育責任者の住所、20選任警備員指導教育責任者の生年月日、21選任警備員指導教育責任者の性別、22選任警備員指導教育責任者の業種等、23選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、24選任警備員指導教育責任者の資格者証交付公安委員会、25基地局の名称、26基地局の所在地、27基地局の電話番号、28選任機械警備業務管理者の氏名、29選任機械警備業務管理者の住所、30選任機械警備業務管理者の生年月日、31選任機械警備業務管理者の性別、32選任機械警備業務管理者の資格者証番号、33選任機械警備業業務管理者の資格者証交付公安委員会、34待機場所の名称、35待機場所の所在地、36役員の役職、37役員の氏名、38役員の本（国）籍、39役員の住所、40役員の生年月日、41役員の性別、42更新年月日、43変更年月日、44変更事由、45書換（再交付）年月日、46失効年月日、47返納年月日、48司法（行政）処分年月日、49違反法令条項、50処分結果
記録範囲	警備業者の代表者及び役員、並びに選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課

	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	警備業者に係る2、4、5、8、10、13、14、17、18、19、37及び39の訂正は、警備業法第11条第1項並びに同条第4項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。 機械警備業者に係る2、25、26、28、29、34及び35の訂正は、警備業法第40条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課	
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	香川県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
個人情報ファイルの利用目的	古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に基づく古物商、古物市場主及び質屋（以下、「古物商等」という。）の許可及び古物商等に対する行政処分の事務の適正な遂行等、許可等事務の適正な運用に資するために利用する。
記録項目	第1 古物商及び古物市場 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は住居、電話番号及び本（国）籍、7 行商をする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納年月日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明） 第2 質屋 1 申請年月日、2 所轄警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、本（国）籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、8 変更年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12 休業期間、13 再交付日 第3 盗品取扱状況登録

	1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、古物の区分、品名、合計数量、買取額又は貸付額 第4行政処分者 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 被処分者（被許可者）の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、15 欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）16 行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、記事（別項目の入力内容の補足説明）	
記録範囲	古物商、古物市場及び質屋	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課	
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	古物商及び古物市場主に係る第1の6から10及び12から14の記録項目の訂正は、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。 質屋に係る第2の5から7の記録項目の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業施行規則（昭和25年総理府令第25条）第8条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	香川県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課（運転免許センター等）
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴区分、94 顔写真、95 免許情報記録の番号、96 特定免許情報の記録年月日、97 免許情報記録の書換え年月日、98 免許情報記

	録の抹消年月日、99運転経歴情報記録の番号、100運転経歴情報の記録年月日、101失効確認日時、102免許証返納年月日、103免許証追加交付年月日、104住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、105住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、107住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、108受理番号、109住所変更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、113マイナポータル連携実施日、114オンライン講習区分、115来場登録日、116更新完了日、117受講完了区分、118動画視聴公安委員会、119受講完了日時、120顔画像（オンライン講習）、121撮影時点、122撮影日時、123顔照合結果
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター香川県事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課

	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課 （所在地） 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		